

各 位

会 社 名 株式会社アデランス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 根本信男
上場取引所 東証 市場第一部
コード番号 8170
問 合 せ 先 広報 IR 室長 高橋道義
電 話 番 号 (03) 3350-3268

2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 17 日開催の取締役会において決議いたしました 2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 本社債の額面金額と同額とする。 |
| (2) 転換価額 | 2,133 円 |
| 決定日（2014 年 9 月 17 日）における株価等の状況 | |
| イ. 東京証券取引所における株価（終値） | 1,524 円 |
| ロ. アップ率【{(転換価額) / (株価（終値）) - 1} × 100】 | 39.96% |

（ご参考）2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 本 社 債 の 総 額 | 100 億円 |
| (2) 本新株予約権の割当日及び | 2014 年 10 月 7 日 |
| 本社債の払込期日（発行日） | |
| (3) 本新株予約権を行使する
ことができる期間 | 2014 年 10 月 21 日から 2019 年 9 月 20 日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）までとする。但し、①本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）まで、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失時まで、③本新株予約権付社債の所持人の選択により本社債が繰上償還される場合には、2017 年 10 月 6 日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）までとする。
上記いずれの場合も、2019 年 9 月 20 日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から 14 日以内のいずれかの日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の東京における 2 営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における 3 営業日前の日）（当日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日 |

ご注意：本報道発表文は、当社の2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日（当日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。

なお、前述の「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。）第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(4) 償 還 期 限 2019 年 10 月 7 日

(5) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2014 年 9 月 17 日現在）の発行済株式総数（40,213,388 株）に対する潜在株式数の比率は 11.66%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権が全て当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※詳細は、平成 26 年 9 月 17 日付当社プレスリリース「2019 年満期円貨建転換社債型新株予約権社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。